



宮 崎 県 公 報

平成31年1月21日 (月曜日) 第 3065 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (危機管理課) 1	
告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定…… (長寿介護課) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…… (“ ”) 2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…… (障がい福祉課) 2	

公 告

○土地改良区の新設合併…… (農村整備課) 3
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…… (水産政策課) 3
○落札者等の公告 (2件) …… 6
選挙管理委員会告示
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出…… 7
○資金管理団体の指定及び異動の届出…… 9

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第3号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第4条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に掲げる様式による。 (1) 公用令書 <u>様式第1号</u> (2) 公用変更令書 <u>様式第2号</u> (3) 公用取消令書 <u>様式第3号</u> 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、 <u>様式第4号</u> による強制物件台帳に登録するものとする。 3 [略]	第4条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に掲げる様式による。 (1) 公用令書 <u>別記様式第1号</u> (2) 公用変更令書 <u>別記様式第2号</u> (3) 公用取消令書 <u>別記様式第3号</u> 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、 <u>別記様式第4号</u> による強制物件台帳に登録するものとする。 3 [略]
第6条 当該職員が、取用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた場合に省令第2条第3項の規定により <u>様式第5号</u> による受領調書を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。	第6条 当該職員が、取用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた場合に省令第2条第3項の規定により <u>別記様式第5号</u> による受領調書を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
第7条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、 <u>様式第6号</u> による。 2 [略]	第7条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、 <u>別記様式第6号</u> による。 2 [略]
第8条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に掲げる様式による。 (1) 公用令書 <u>様式第7号</u> (2) 公用取消令書 <u>様式第8号</u> 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、 <u>様式第9号</u> による救助従事者台帳に登録するものとする。 3 [略]	第8条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に掲げる様式による。 (1) 公用令書 <u>別記様式第7号</u> (2) 公用取消令書 <u>別記様式第8号</u> 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、 <u>別記様式第9号</u> による救助従事者台帳に登録するものとする。 3 [略]
第12条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、 <u>様式第10号</u> による。	第12条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、 <u>別記様式第10号</u> による。

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第11号による。

第14条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。

2 [略]

第15条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第13号により行うものとする。

様式第7号（第8条関係）

[略]

（裏面）

従事令書の交付を受けた者の心得

1～4 [略]

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は、別記様式第11号による。

第14条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 [略]

第15条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、別記様式第13号により行うものとする。

様式第7号（第8条関係）

[略]

（裏面）

従事令書の交付を受けた者の心得

1～4 [略]

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

別記様式第11号の（3頁）中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

別記様式第13号中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定（「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める部分に限る。）並びに別記様式第7号、別記様式第11号及び別記様式第13号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302697	ひまわりヘルパー	宮崎県延岡市野地町三丁目3456番地	合同会社延西	宮崎県延岡市野地町三丁目3456番地	平成30年12月21日	訪問介護

宮崎県告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571700790	特定非営利活動法人おもいやり	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	特定非営利活動法人おもいやり	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	平成30年12月31日	訪問介護

宮崎県告示第36号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師

を次のとおり指定した。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
野村 郁夫	医療法人中 心会 野村病院	延岡市	内科 リハビリ テーショ ン科	平成31年1 月1日
榎本 雄介	大貫診療所	延岡市	外科 内科	平成31年1 月1日
内田 裕一	医療法人け んゆう会 園田病院	小林市	神経内科	平成31年1 月1日

公 告

中津留土地改良区(日南市)、上津留土地改良区(日南市)、向田吉野方土地改良区(日南市)及び楠原土地改良区(日南市)の合併により、飫肥酒谷土地改良区(日南市)が設立され、中津留土地改良区、上津留土地改良区、向田吉野方土地改良区及び楠原土地改良区は、解散する。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第14位(平成28年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニ-

ズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。

- また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成30年		平成31年
	まさば及びごまさば	まいわし	まあじ
	10,000トン	47,500トン	65,000トン
	若干	若干	若干

(注)「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「平成31年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成31年7月から平成32年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から平成31年12月までである。

なお、「平成31年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。
また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
	平成30年	平成31年	
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	9,686トン	
	まいわし	47,177トン	64,578トン
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「平成31年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成31年7月から平成32年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から平成31年12月までである。

なお、「平成31年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の

充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第4管理期間（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下、「小型魚」という。）	15.5トン	うち 1.6トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下、「大型魚」という。）	7.6トン	うち 1.6トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の種類別に定めのないものとする。

採捕の種類	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	9.6トン
本県の定置漁業の割当量	4.3トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について
 (1)に掲げる小型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとし、大型魚は採捕の期間別に定めないものとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当することとし、期間別の割当量が変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	9.6トン	4.3トン
うち7月～9月	2.0トン	0.4トン
10月～12月	4.2トン	3.5トン
1月～3月	3.4トン	0.4トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

(注) 割当量とは、小型魚にあっては採捕の種類別の割当量をいい、大型魚にあっては知事管理量をいう。

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急

の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

① 県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を除く。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認める時点で、農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって①の公表とする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、小型魚の漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。

- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。

- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 大型魚

知事管理量の7割を超えるおそれがあると認めるとき。

なお、次に掲げる取組は、知事管理量の9割を超えるおそれがあると認めるときまで継続して実施する。

- ・漁船漁業等では、漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛し、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
- ・定置漁業では、漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。具体的には、本年中に「くろまぐろ資源管理協議会」（仮称）を立ち上げるものとし、第5管理期間内の締結を目指す。

(5) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第4管理期間までの小型魚の超過分の差し引き等について

第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割（2.9トン）を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第4管理期間は管理期間が9か月間であることから、漁獲枠超過量の差し引き量も9か月分に按分した2.5トン（表1の第3欄）とする。

なお、本県の第3管理期間の未消化数量6.5トン（表1の第4欄）は、第5管理期間以降の差し引きに充当することとし、第5管理期間以降の差し引き量の合計を12.7トン（表1の第5欄）とする。また、第4管理期間の未消化数量については、第5管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2・第3管理期間の差し引き及び充当数量の表

第2管理期間超過量合計	第3管理期間期首の差し引き済み量	第4管理期間期首の差し引き量	第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済分	第5管理期間以降の差し引き量合計
24.6トン	2.9トン	2.5トン	6.5トン	12.7トン

表2 第4管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第4管理期間（2018年）	2.5トン	10.2トン
第5管理期間（2019年）	1.9トン	12.8トン
第6管理期間（2020年）	1.9トン	12.8トン
第7管理期間（2021年）	1.9トン	12.8トン
第8管理期間（2022年）	1.9トン	12.8トン
第9管理期間（2023年）	1.9トン	12.8トン
第10管理期間（2024年）	1.9トン	12.8トン
第11管理期間（2025年）	1.3トン	13.4トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 353台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
66,303,360円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年12月3日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成31年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量
無線LAN・タブレット型情報端末の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課 宮崎市橋通東1丁目9番10号

- 3 落札者を決定した日
平成31年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市
江平西1-3-6
- 5 落札金額
66,232,080円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年11月29日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 設立届
○その他の政治団体
(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すえなが充後援会	山 路 幸 一	稲 留 隆	西諸県郡高原町大字広原494-242	平成30年11月9日
みねだ克明後援会	峯 田 克 明	峯 田 克 明	延岡市大貫町5丁目2366番地2	平成30年11月27日
県民こそ主人公の県政をつくる会	佐 藤 誠	橋 口 寛	宮崎市和知川原3丁目97	平成30年11月30日
しばひろのぶ後援会	柴 浩 信	柴 浩 信	延岡市北浦町古江2492-1番地	平成30年12月3日
くわはらかつひろ後援会	桑 原 勝 広	桑 原 真由美	児湯郡木城町大字高城1227-10	平成30年12月5日
坂本康郎後援会	坂 本 康 郎	坂 本 多美代	宮崎市清武町船引7259	平成30年12月6日
地域未来プロジェクト	川 崎 貞 生	江 藤 久 成	西都市大字下三財7799番地4	平成30年12月7日
久保田早紀後援会	堀 田 孝 一	天 水 貞 照	宮崎市花山手東1丁目10-2	平成30年12月12日
中城よしかつ後援会	田 端 勝 巳	中 城 美由紀	東臼杵郡門川町平城西3-1	平成30年12月13日
小西たかひで後援会	小 西 尊 秀	小 西 尊 秀	延岡市北浦町古江2549	平成30年12月21日
あわの和彦会	阿波野 和 彦	椎 葉 年 美	延岡市熊野江町2478	平成30年12月25日
徳永幸治後援会事務所	塩 月 伸 司	徳 永 登美子	日向市財光寺3621-61	平成30年12月26日
福澤卓志後援会	真 方 節 夫	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091	平成30年12月27日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第二支部	清 山 知 憲	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51	宮崎市宮田町3-34一文字ビル 201号	平成30年3月1日
自由民主党宮崎県理容支部	大田川 博 明	代 表 者	大 田 川 博 明	浮 島 勝 利	平成30年5月14日
		会 計 責 任 者	林 田 秀 光	大 田 川 博 明	

自由民主党宮崎県宮崎市第二支部	清 山 知 憲	会 計 責 任 者	北 原 公 仁 子	清 山 千 晴	平成30年 10月1日
自由民主党西都市支部	中 武 邦 美	主たる事務所の所在地	西都市大字南方3306-10	西都市大字南方4848	平成30年 11月13日
		代 表 者	中 武 邦 美	橋 口 定 幸	
		会 計 責 任 者	阿 萬 憲 二	中 武 邦 美	
公明党宮崎県本部	河 野 哲 也	主たる事務所の所在地	宮崎市清水3丁目2-14	宮崎市堀川町 143-2	平成30年 12月1日
国民民主党宮崎県総支部連合会	田 口 雄 二	会 計 責 任 者	本 部 仁 俊	渡 辺 創	平成30年 12月19日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
清山とものり後援会	清 山 知 憲	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51	宮崎市宮田町3-34一文字ビル 201号	平成30年 3月1日
		会 計 責 任 者	北 原 公 仁 子	清 山 千 晴	
清山会	清 山 知 憲	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51	宮崎市宮田町3-34一文字ビル 201号	平成30年 3月1日
		会 計 責 任 者	北 原 公 仁 子	清 山 千 晴	
宮崎県理政会	大田川 博 明	代 表 者	大 田 川 博 明	浮 島 勝 利	平成30年 5月14日
		会 計 責 任 者	林 田 秀 光	大 田 川 博 明	
河野しゅんじ後援会	河 野 俊 嗣	主たる事務所の所在地	宮崎市新栄町 109街区1-1	宮崎市川原町5-10ミネックス川原十階	平成30年 11月4日
島田俊光後援会	野 辺 守	代 表 者	野 辺 守	吉 田 一 徳	平成30年 11月5日
		会 計 責 任 者	山 下 幸 光	森 田 毅	
井上紀代子後援会(紀代子の会)	井 上 紀 代 子	政 治 団 体 の 名 称	井上紀代子後援会(紀代子の会)	紀代子の会	平成30年 11月7日
高橋透後援会	田 原 義 人	代 表 者	田 原 義 人	外 山 孝	平成30年 11月9日
		会 計 責 任 者	谷 口 智 裕	日 高 孝	
平和・人権・環境を守る会	高 橋 透	会 計 責 任 者	谷 口 智 裕	日 高 孝	平成30年 11月9日
こまき義隆後援会	石 田 貴 愛	会 計 責 任 者	黒 木 な な え	小 坂 照 代	平成30年 11月22日
窪蘭辰也後援会	窪 蘭 辰 也	代 表 者	窪 蘭 辰 也	坂 下 輔 成	平成30年 12月14日
進藤かねひこ都城後援会	松 田 時 夫	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成30年 12月18日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第二支部	清 山 知 憲	平成30年10月31日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
野辺洋一後援会	武 田 佐 俊	平成30年10月31日
野辺洋一地方自治研究会	野 辺 洋 一	平成30年10月31日
原ひでき後援会	津 守 信 弘	平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂 本 康 郎	宮崎県議会議員宮崎市選挙区（候補となろうとする者）	坂本康郎後援会	宮崎市清武町船引7259	平成30年12月6日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
清 山 知 憲	清山会	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51	宮崎市宮田町3-34一文字ビル 201号	平成30年3月1日

--	--